川崎市１：２５，０００地形図

川崎都市計画総括図

用途スタンプについて

容積率(%)
用途地域
建蔽率(%)

高度地区と用途地域の関係

高度地区	用途地域
第１種高度地区	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第２種高度地区	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
第３種高度地区	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 近隣商業地域のうち容積率が500%の地域
第４種高度地区	工業地域（住宅系の建築物に適用）

（注）高度地区についての詳細は裏面をご覧ください。

用途地域と外壁後退距離、敷地面積の最低限度の関係

用途地域	スタンプの種類	外壁後退距離	敷地面積の最低限度
第一種低層住居専用地域	容積率 / 用途地域 / 建蔽率	敷地境界から１m	125㎡ （容積率が40%もしくは50%の地域）
	用途地域 / 建蔽率	道路側を除く敷地境界から１m	
第二種低層住居専用地域	容積率 / 用途地域 / 建蔽率		100㎡ （容積率が100%の地域）

（注）外壁後退距離について

第一種低層住居専用地域において、容積率は「道路側を除く敷地境界から１m」、用途地域は「敷地境界から１m」です。

凡例

市境界	市区境界
地区計画	地区計画区域
市街地再開発促進区域	土地区画整理促進区域
一団地の住宅施設	火葬場
市場	学校
ごみ処理場	汚物処理場
下水道	汚水ポンプ場及び下水処理場
墓園	墓地
緑地	公園
自動車駐車場及び一般駐車場	自動車駐車場及び一般駐車場（地下）
都市計画道路（高架）	都市計画道路（地下）
土地区画整理促進区域	市街地再開発促進区域
生産緑地地区	特別緑地保全地区
臨港地区	駐車場整備地区
風致地区	防火地域
準防火地域	特定街区
高度利用地区	特別工業地区
工業専用地域	工業地域
準工業地域	商業地域
近隣商業地域	準住居地域
第一種住居地域	第二種住居地域
第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
市街化区域	

（注）道路幅に相違地域がございられる場合は、原則として、道路（都市計画道路を含む）の境界から両側で25m又は30mとしています。
また、鉄道の沿線については、原則として軌道の中央から50mとしています。

市町村名 ＼ 事項	川崎市
件名	川崎都市計画都市高速鉄道の変更（東日本旅客鉄道南武線）
図面の名称	総括図
縮尺	1／25,000
番号	1／1
作成年月日	令和5年　月　日

令和５(2023)年３月　設創
川崎都市計画総括図

1:25000

（注）この図面に表示する地域地区、都市施設等の位置及び区域は、令和５(2023)年３月31日現在の都市計画の機能をふまえたものです。
最新の都市計画の機能については、まちづくり局計画部都市計画課の窓口に設置している「川崎市用途地域等案内システム」（タッチパネル及び川崎市ホームページ上の「川崎市都市計画情報インターネット提供サービス」（ホームページアドレス：https://kawasaki.geobud.jp/webgis/Resources/modules/OurCityPlan/index.do?）において御覧いただけます。
詳細については、まちづくり局計画部都市計画課の窓口までご確認ください。

（１）この図面は、東京都知事の承認を受けて、東京都海図J3.5500の図面を利用し、その他はこれを元として、国土地理院長の承認（承認番号）を得て国土交通省（都市局）の指令（第１回）により作成しました。
（２）「海図内地図を用いた国土地理院長への図面等提出（申請）」（平成28年）により作成
横浜市地図図情報課承認番号「令４承認第21-31号」

問い合わせ先
川崎市　まちづくり局計画部都市計画課
〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地
電話：044-200-2735　ファクス：044-200-3969
ホームページ上：http://www.city.kawasaki.jp/

計画機関　川崎市